

第1章. 策定趣旨

1. 目的

水道を取り巻く事業環境は、水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、職員数の減少、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な施設更新のための備えが不足といった内部環境と、給水人口や給水量の減少、それに伴う施設効率の低下といった外部環境の課題に直面しています。国民の生命や経済活動を支える水道事業は、厳しい事業環境の中にあっても継続的な事業運営が求められることから、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくために水道の基盤強化を図ることが重要です。

これらの課題に対応するため、国では水道法の目的を「水道の基盤の強化」に改めるとともに、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進など、水道の基盤強化に関する規定を盛り込んだ法改正を行い、2019年（令和元年）10月1日に施行されたところです。

県では、これまで「秋田県水道整備基本構想」の策定（1992年（平成4年））や改訂（2008年（平成20年））により、水道の普及促進や安全な水道水の安定供給を図ることを目的とした水道整備を推進してきました。

その間、県内においては、2005年（平成17年）に大規模な市町村合併が進み、各市町村では経営の健全化を図るべく施設の統廃合を進めてきましたが、現在もなお、水道を取り巻く事業環境を改善するまでに至っておらず、将来にわたって持続的に経営するためには、水道事業運営のあり方を見つめ直すことが必要です。

そこで、県では、厚生労働省が策定した新水道ビジョンや水道法改正を踏まえ、本県の水道事業が目指すべき目標を県内市町村と共有すること及び課題解決に向けた取組の強化を目的に「秋田県水道ビジョン」を策定します。

秋田県における水道を取り巻く事業環境（2018年度（平成30年度））

①老朽化の進行

- ・法定耐用年数を超えた上水道の管路の割合が年々上昇（平成17年度：3% → 平成30年度：11%）

②耐震化の遅れ

- ・上水道の管路の耐震適合率は24%しかなく、耐震化が遅延（全国平均40%）

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- ・同一市町村内において、複数の公営水道がある（9市町村）
- ・給水人口100人以下の小規模な事業が多い（116事業）

④計画的な更新のための備えが不足

- ・給水原価が供給単価を上回っている（上水道事業の60%）
- ・計画的な更新のための資金不足、投資不足（上水道の管路更新0.6%/年）

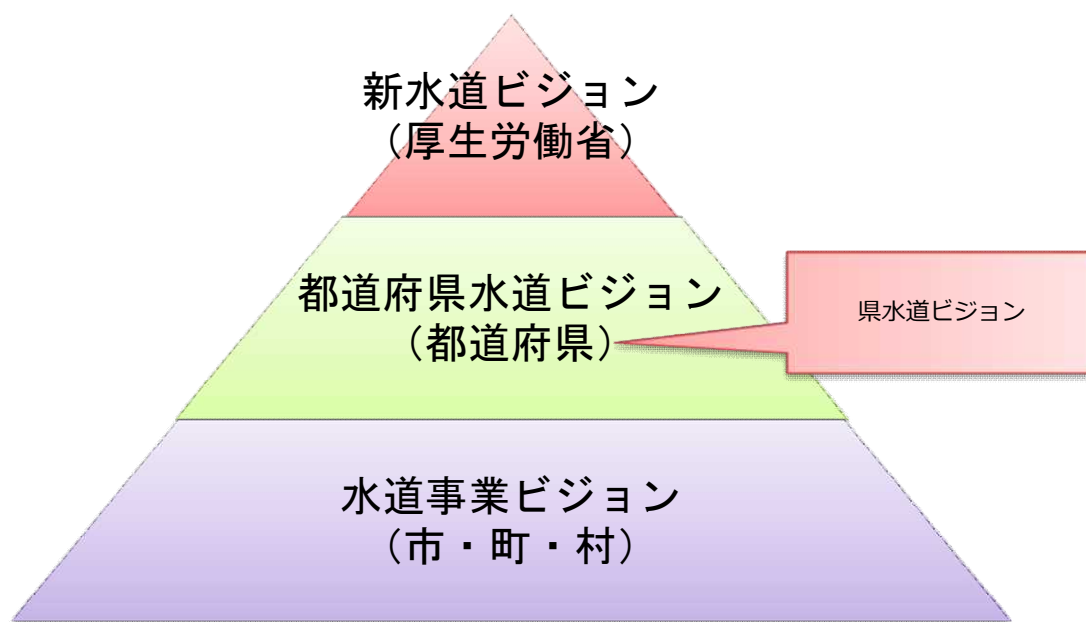
2. 秋田県水道ビジョンの位置付け

厚生労働省が示す新水道ビジョンでは、将来の水道の理想像を実現させるためには、都道府県のリーダーシップの発揮や「都道府県水道ビジョン」による施策推進の姿勢が不可欠であるとしています。

「都道府県水道ビジョン」には、県としての方針や将来の水道の理想像を実現させるための具体的な方策等を記載することが求められており、すべての水道事業者において、新水道ビジョンに示す「持続」「安全」「強靱」のそれぞれについて適切な目標や内容が設定されるよう必要に応じて誘導、指導する役割があります。

これらを踏まえ、本県においては、地域の地理的条件や社会的条件を考慮した地域全体の水道のあり方に関する基本的なビジョンを示すとともに、県全域の50年、100年先を視野に、水道の将来に向けた理想像を定め、その実現方策を示すことにより、県民への水道サービス向上の取組を一層進めるものとして秋田県水道ビジョン（以下「県水道ビジョン」という。）を位置づけます。

◎水道ビジョン体系図



3. 対象地域

県水道ビジョンの対象地域は、秋田県内全域25市町村（13市9町3村）とします。

4. 目標期間

2021年(令和3年)4月から10年間を目標期間(目標年度:2030年度(令和12年度))とします。

◎県水道ビジョンに関する経緯

- S 3 2. 6 水道法制定
 - S 5 2. 6 水道法改正(広域的水道整備計画等を追加)
 - S 5 3. 1 水道整備基本構想作成要領の制定
 - H 4. 8 秋田県水道整備基本構想策定**
 - H 1 1. 3 馬場目ダム調査中止
 - H 1 2. 1 1 長木ダム建設中止(事業再評価の結果)
 - H 1 6. 6 「水道ビジョン」策定(厚生労働省)
 - H 1 7. 1 市町村合併の推進(～H 1 8)
 - H 1 8. 3 真木ダム建設中止
 - H 1 9. 8 秋田県中央圏域における広域水道整備の検討中止
 - H 2 0. 7 「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」(厚生労働省)
 - H 2 0. 9 秋田県水道整備基本構想の改訂(秋田県版地域水道ビジョン)**
 - H 2 5. 3 「新水道ビジョン」策定(厚生労働省)
 - H 3 0. 1 2 水道法改正(水道事業の基盤強化及び広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善等を追加)
 - R 1. 1 0 秋田県水道ビジョン策定委員会(第1回)
 - R 2. 1 秋田県水道ビジョン策定作業部会(第1回)
 - R 2. 2 秋田県水道ビジョン策定委員会(第2回)
 - R 2. 6 秋田県水道ビジョン策定作業部会(第2回)
 - R 2. 8 秋田県水道ビジョン策定委員会(第3回)
 - R 3. 3 秋田県水道ビジョン策定**
-